

建設工事請負契約における現場代理人について

現場代理人（建設業法、大竹市建設工事執行規則、大竹市建設工事請負契約約款等の規定による）は、建設工事請負契約（以下「契約」といいます。）の的確な履行を確保するため、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締り等を行うこととなっています。

契約の適切な履行を確保し、工事の一括下請の防止を図るため、現場代理人については、次の条件を遵守してください。

1 現場代理人の基本的条件

現場代理人は、契約の受注者と直接的な雇用関係を有することが必要です。「直接的な雇用関係」は、契約の入札執行までに、契約の受注者と雇用に関する一定の権利義務関係が存在し、契約終了まで継続していなければなりません。

このため、現場代理人の届出に際しては、直接的な雇用関係を証する次のいずれかの書面を添付してください。

(1) 健康保険被保険者証(本人)の写し

現場代理人（氏名、生年月日、住所等）及び受注者（名称、所在地等）が明示されているもの。

(2) 資格者証等の写し

現場代理人（氏名、生年月日、住所等）及び受注者（名称、所在地等）が明示されているもの。

(3) その他の証明書

上記以外の現場代理人と受注者の直接的な雇用関係を証明するもので発注者が認める書類

2 現場代理人の配置条件

現場代理人には工事現場に常駐する義務があるため、別工事の現場代理人との兼務や、受注者の営業所における専任技術者との兼務はできません。

ただし、発注者と常時連絡がとりうる体制にあり、かつ工事の施工管理及び安全管理に関し支障がない次のページの(1)～(6)のいずれかに該当する場合に限り、現場代理人の兼務を認めます。

また、兼務できる条件は、次の①と②の場合となります。

① 件数は新規工事及び既受注工事合わせて2件

（(5)においては合わせて5件。ただし同項目を参照）

② いずれの請負代金額も4,000万円未満の工事

（建築一式工事は8,000万円未満）

ただし、建設業法施行令等により主任技術者又は監理技術者が兼務できる場合を除きます。

【既に受注している本市発注の工事と、今回受注した工事の現場代理人を兼務する場合】

- (1) 本体工事に関連した附帯工事、工期が重複し、工事の一体性が認められ、随意契約により締結された工事
 - (2) 工事区間が重複する同一現場で、工作物等に一体性が認められる工事
 - (3) 双方の工事が大竹市発注の工事（大竹市発注の市域外の工事を含む）であり、工事管理等に支障がなく、双方の工事担当課が承諾した工事
 - (4) 兼務する期間が次の期間に該当し、かつ工事担当課が了承した工事
 - ・現場事務所の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間
 - ・用地確保、自然災害など工事を全面的に一時中止している期間
 - ・工事完成後の期間（工事完成検査後の事務手続き等のみが残っている場合）
- ※ 「現場代理人の兼務届」（別記様式1）を提出し承認を受けてください。

【既に受注している工事又は今回受注した工事のいずれかに災害復旧工事が含まれる場合】

- (5) 全ての工事箇所の間隔が2.5km程度の大竹市、国及び地方公共団体が発注する災害復旧工事
- ※ 「現場代理人の兼務届」（別記様式2）を提出し承認を受けてください。
兼務する工事が大竹市以外発注の場合は双方の兼務承認の手続きが必要です。
- ※ 2（1）から（4）によって兼務が認められる工事と2（5）によって兼務が認められる工事について、それぞれの条件を満たすことで兼務が可能です。
ただし、条件ごとに定める兼務数を超えることはできません。

例. 2（3）により工事を2件兼務→2（5）による災害復旧工事の兼務は3件まで（2（5）による兼務数は最大5件であるため。）

例. 2（5）により災害復旧工事を2件兼務→2（1）から（4）による工事の兼務は2件まで（2（1）から（4）による兼務数は最大2件であるため。）

※ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出してください。なお、当該書面については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要する等、やむを得ない事情があると認められる場合は、申請後の提出も認めます。ただし、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出してください。

【今回受注した工事の現場代理人と、営業所の専任技術者を兼務する場合】

- (6) 工事は大竹市発注の工事であること、及び営業所が大竹市内であること。
- ※ 「現場代理人と営業所の専任技術者の兼務届」（別記様式3）を提出し承認を受けてください。

3 その他

(1) 現場代理人の兼務（現場代理人と営業所の専任技術者の兼務）は、大竹市低入札価格調査制度の調査基準価格（大竹市最低制限価格制度の最低制限価格）を下回る入札があった場合の契約では認められません。

また、配置条件を満たしていても、現場の施工管理上、現場代理人の兼務を認めない場合もあります。

(2) 設計変更等により、配置条件を満たさなくなった場合は、「現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届」により現場代理人の変更手続きを行ってください。

(3) 予定価格が130万円以下の小規模工事については、現場代理人が工事現場に常駐することを要さないこととし、小規模工事に配置している現場代理人が、他の小規模工事及び予定価格が130万円を超える工事の現場代理人となる場合は、兼務として取扱いません。

(4) 提出された「現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届」に虚偽の記載があった場合、指名停止措置等を行うことがあります。

(5) 現場代理人の兼務は、令和2年9月10日以降に発注する工事において当分の間適用します。

4 問い合わせ 大竹市建設部監理課庶務係（電話 0827-59-2160）

現場代理人の兼務届

令和 年 月 日

大 竹 市 長 様

受注者 住 所
氏 名

印

下記のとおり、現場代理人を兼務したいので届けます。別添のとおり、現場の施工連絡体制を整え、現場の安全管理及び工程管理を適切に行います。

現場代理人氏名	
---------	--

工事 1 (今回受注した工事)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	主任技術者	
工事 2 (兼務希望の既受注工事)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	主任技術者	

※ 工事請負契約書、工事場所の位置関係（道路上の距離等）が把握できる位置図、施工連絡体制等（任意様式）の書類を添付すること。

現場代理人の兼務届 (災害復旧工事)

令和 年 月 日

大竹市長様

受注者 住所
氏名

印

下記のとおり、現場代理人を兼務したいので届けます。別添のとおり、現場の施工連絡体制を整え、現場の安全管理及び工程管理を適切に行います。

現場代理人氏名	
---------	--

工事 1 (今回受注した工事)	工事名	
	工事場所	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約金額	円
	主任技術者	
工事 2 (兼務希望の既受注工事)	工事名	
	工事場所	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約金額	円
	発注者	
	主任技術者	
工事 (既受注 希望の)	工事名	
	工事場所	

	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者	
	主任技術者	
工事 4 (兼務希望の既受注工事)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者	
	主任技術者	
工事 5 (兼務希望の既受注工事)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者	
	主任技術者	

※1 工事請負契約書、工事場所の位置関係（道路上の距離等）が把握できる位置図、施工連絡体制等（任意様式）の書類を添付すること。

※2 兼務希望の既受注工事が大竹市発注の工事でない場合は、兼務承認の手続きをすること。

現場代理人と営業所の専任技術者の兼務届

令和 年 月 日

大 竹 市 長 様

受注者 住 所
氏 名

印

下記のとおり、現場代理人と営業所の専任技術者を兼務したいので届けます。別添のとおり、現場の施工連絡体制を整え、現場の安全管理及び工程管理を適切に行います。

氏 名	
-----	--

（今回受注した工事）	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	主 任 技 術 者	

※ 工事場所と営業所の位置関係（道路上の距離等）が把握できる位置図、施工連絡体制等（任意様式）の書類を添付すること。